

令和9・10年度益田市建設工事入札参加者評価項目について

総務部総務管財課入札監理室

令和9・10年度益田市入札参加資格審査における主観点については、下記のとおりとします。

1. 対象業種 全工事業種
2. 対象業者 建設業法第3条第1項に規定する営業所を益田市内に有する者
3. 受付期間 令和8年11月2日（月）から令和9年1月18日（月）まで
※期間内に申請のない者については、減点項目を除き該当なしとさせていただきますのでご了承願います。

4. 評価項目

NO	評価項目	評価基準	配点	
①	工事成績評価（加点） （工種毎）	令和6・7年度に完成した益田市発注工事の成績評価点の平均(小数点以下切り捨て)が72点を超える場合は加点する。	$(\text{平均点}-72) \times 5 \text{点}$	
②	工事成績評価（減点） （工種毎）	令和6・7年度に完成した益田市発注工事の成績評価点が65点を下回った場合は減点する。	$(65-\text{評価点}) \times \blacktriangle 5 \text{点}$	
③	益田市優良建設工事表彰	令和7・8年度に益田市優良建設工事表彰を受けた場合は加点する。	1件につき10点	
④	建設業法に基づく行政処分	令和7・8年度に建設業法に基づく行政処分を受けた場合は減点する。	許可の取消し	▲30点
			営業停止	▲20点
			指示処分	▲10点
⑤	指名停止	令和7・8年度に益田市より指名停止の措置を受けた者は減点する。	指名停止の期間1か月(指名停止期間に1か月に満たない日数がある場合は1か月に切り上げる。) 指名停止期間 $\times$ ▲5点	
⑥	除雪業務の契約実績	令和7・8年度の益田市との除雪契約実績、及び除雪機械保有状況により加点する。但し、除雪機械の保有の加点は、益田市との除雪契約がある場合と	両年度	20点
			どちらかの年度のみ	10点
			除雪機械の保有 (1台につき)	5点

		する。		
⑦	消防団協力事業所	申請日現在、益田市消防団協力事業所に登録されている場合は加点する。	認定有	20点
⑧	障がい者雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況に応じて加点又は減点する。	雇用義務のある者が法定雇用障がい者数以上雇用していない	▲10点
			雇用義務のある者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している	20点
			雇用義務のない者が障がい者を1名以上雇用している	20点
⑨	災害時対応	令和7・8年度に益田市と防災協定を締結している団体に加入している場合は加点する。	加入有	10点
⑩	新卒者雇用	令和7・8年度に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業後3年以内の者を採用し、かつ、申請日において6か月以上常勤として継続雇用している場合は加点する。	1人につき	5点
⑪	子育て応援企業	しまね子育て応援企業(こころカンパニー)に認定されている場合は加点する。	認定有	5点
		ますだ子育て応援宣言企業に認定されている場合は加点する。	認定有	5点
⑫	特別徴収実施状況	本市に住民登録のある従業員の個人住民税の特別徴収を実施している者又は特別徴収の開始を誓約している場合は加点する。	実施又は誓約有	10点
⑬	災害復旧工事の受注状況	申請日前2年間に益田市が発注した	1件につき	10点

		災害復旧工事（契約方法は問わない） を受注している場合は加点する。	（最大30点まで加点）	
⑭	維持修繕工事及び維持修繕 業務の受注状況	申請日前2年間に益田市が発注した 維持修繕工事及び維持修繕業務を受 注している場合は加点する。	1件につき （最大20点まで加点）	10点
⑮	更生保護協力雇用主の認定 状況	申請日現在、更生保護協力雇用主と認 定されている場合は加点する。	認定有	20点
⑯	小中高生等に対する職場見 学・職場体験等の実施状況	令和7・8年度に小中高生等に対し職 場体験・職場見学等を実施した場合加 点する。 ※市内の営業所等において、市内の小 中高生等を対象に実施された場合に 限る。	両年度実施	10点
			どちらかの年度のみ	5点

5. 提出書類等

NO	名称	備考
①	益田市建設工事入札参加資格格付用審査申請書 （様式①）	該当がない場合でも必ず提出してください。
②	除雪機械の保有の確認資料	除雪機械の保有が確認できるもの （機械の写真、車検証、自主検査記録表等）
③	益田市消防団協力事業所の認定書の写し	申請日時点で認定を受けていること。
④	障がい者雇用に関する確認資料	※下記注意事項参照 【雇用義務がある事業者】 ・障がい者雇用状況調書（様式②） ・公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書 の写し ・障がいを証明するもの（障害者手帳又は療育手帳 の写し） ・直接的かつ恒常的な雇用を確認できるもの（雇用 保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知 用）の写し等）
		【雇用義務はないが、障がい者を1名以上雇用して

		いる事業者】 ・障がいを証明するもの（障害者手帳又は療育手帳の写し） ・直接的かつ恒常的な雇用を確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）
⑤	災害協定締結団体加入の確認資料	協定締結団体に加入していることが確認できる資料
⑥	新卒者雇用の確認書類	・雇用者名簿（様式③） ・卒業証書又は卒業証明書の写し ・継続雇用が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等） ・益田市内の営業所に勤務していることが確認できる資料（支店業者のみ）
⑦	しまね子育て応援企業（こころカンパニー）、ますだ子育て応援宣言企業認定の確認資料	認定書の写し
⑧	災害復旧工事の受注状況確認資料	契約書の写し等
⑨	維持修繕工事及び維持修繕業務の受注確認資料	契約書の写し等
⑩	更生保護協力雇用主の認定状況	登録証明書の写し等
⑪	小中高生等に対する職場見学・職場体験等の実施状況	実施状況と実施日が確認できるもの（学校の証明書、新聞、社内報、写真等）

6.注意事項

◆評価項目①～⑤については、益田市で集計し算出した平均点や件数等を主観点の計算に使用します。

◆障害者雇用について

・「従業員数（短時間労働者を含む）」および「従業員のうちの障害者数」の基準日は、申請日時点としてください。

今回の申請での「雇用義務のある事業主」は、申請日時点の従業員数により以下の計算を行い、法定雇用障害者数が1人以上となる事業主です。

【計算例】

令和8年7月1日以降の法定雇用率 2.7%
建設業の除外率 10%

従業員数（短時間勤務者を除く）・・・ 48名
短時間勤務者数（週20時間以上30時間未満）・・ 4名

$$\{ 48 + 4 \times 0.5 - (48 + 4 \times 0.5) \times 10\% \} \times 2.7\% = 1.215 \Rightarrow 1 \text{ 名}$$

（従業員の総数）－（建設業の除外率：除外数は整数止め）（法定雇用率）（法定雇用障害者数）

$$\begin{array}{ccc} \downarrow & & \downarrow \\ 50 & - & 5 = 45.0 \text{ 名} \end{array}$$

※建設業の場合、短時間勤務者を0.5で換算したものを含む従業員の総数が37.5名以上となるものが、障がい者の雇用義務のある事業主となります。